

入札制度改革について（素案）

1 主旨

区では公契約に係る労働者の適正な労働条件の確保などを通じて、地域経済の活性化や区民福祉の増進を図ることを目的として、平成27年4月に世田谷区公契約条例を施行し、より一層の適正な契約の執行に努めてきた。

今年2月には、本条例に基づき設置された公契約適正化委員会より、条例の意義の更なる周知及び遵守の徹底が求められること、さらに適正な予定価格や工期設定に努め、ダンピング防止のための制度改革を進めることなどについて答申を受けたところである。

これらを踏まえ、来年度からの実施に向けて以下の方向性をもって入札制度改革を推進する。

2 改革の方向性

入札制度については、国や他の自治体でも制度の更新が繰り返されているとおり、区においても区内事業者の受注機会の確保を図りながら、その時々状況等に応じた改正を積み重ねてきたが、入札の手法や運用においては、今後も社会の変化とともに常に見直しが必要である。

今回の改定にあたっては、工事請負契約について手続きの煩雑化や透明性等に留意したうえで、労働者の働きやすい環境の整備といった視点や過度な低入札を抑制する仕組みなどを盛り込んだものとし、品質を確保した適正な価格による入札の実現を目指す。

併せて、公契約条例の趣旨や取組みの周知を徹底し、事業者による労働者への適正な賃金支払い及びこれを踏まえた工事価格の積算を促す。

これらに加えて、更なる適正な予算編成及び執行を目的としたより実勢価格に即した予定価格の設定等についても関係部署と連携し、改善に向けた検討を進める。

3 今後のスケジュール（予定）

| | |
|---------|------------------------|
| 令和3年10月 | 公契約適正化委員会、入札監視委員会にて審議 |
| 11月 | 企画総務常任委員会にて案を報告 |
| 12月 | 区民及び事業者向け周知 |
| 令和4年2月 | 改定後の入札制度による入札公告の開始（試行） |

入札制度改革について(素案)

～区の工事入札における現状と今後の取り組みについて～

区の公契約の現状と課題

世田谷区公契約条例 (平成27年4月1日施行)

- 《目的》
- ◆公契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保
 - ◆事業者の経営環境の改善
 - ◆公契約の業務の質の確保
 - ◆区内産業の振興、地域経済の活性化

答申

適正化委員会答申書 (抜粋) 《令和3年2月》

- ◆条例は契約事業者のみならず下請負者にも適用されるため、条例の意義を広く周知し遵守を徹底する工夫が求められる
- ◆公契約については適正な予定価格や工期設定に努め、ダンピング防止のための制度改革を進め、事業者の経営及び労働環境の向上を目指す

低入札価格調査の実施状況

平成30年度：2件
令和元年度：6件
令和2年度：7件
令和3年度：6件 (令和3年7月28日現在)

影響

- ◆低価格の競争による労働者へのしわ寄せ等の懸念
- ◆調査実施のため、工期のロス (約4週間)
- ◆調査資料の作成等により事業者の負担が増

取組み

《課題》

条例遵守

適正な労働条件の確保等に向けた公契約条例の周知及び遵守の徹底

- ◆下請負者の労働者を含めた周知カードの配布等
- 条例遵守の徹底への取組み

仮称「世田谷区建設工事総合評価方式」 入札制度の実施

(既存の「施工能力審査型総合評価方式」を改定)

《世田谷区公契約条例第5条(事業者の責務)に基づく新たな評価の視点を加える》

- ◆労働者への適正な賃金の支払い
- ◆労働者の適正な労働条件の確保
- ◆障害者雇用
- ◆男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス
- ◆子ども・若者育成
- ◆区内事業者の下請受注機会の拡大

(評価項目については裏面「価格点以外の評価」参照)

《価格評価方法の改定》

- ◆一定額以下の入札価格の評価が逡減する方法の採用 (裏面「価格点の評価イメージ」参照)

併せて検討

- ◆予定価格の全件事前公表 (現状は2千万円以上)
- ◆低入札調査基準価格の調査価格帯の変更

ダンピング等の防止

- ◆低入札価格調査に係る事業者負担の軽減
- ◆低入札価格調査に係る工期のロスの防止

過度な低価格入札の抑止となる手法の導入

価格

適正な予定価格

- ◆より実勢価格に即した工事価格の設定 (起工担当部にて並行して実施)

工期

適正な工期設定

- ◆更なる発注時期の平準化、労働環境等に更に配慮した工期設定 (起工担当部にて並行して実施)

効果

《入札制度等における効果》

- ◆労働環境等の評価項目を新規に設置し、価格以外での評価を拡充することで、事業者の施工体制を含めたより総合的な評価を可能とし、更に事業者への公契約条例の認知度および遵守意識の更なる向上を図る
- ◆条例に基づく取組み (労働者への適正な賃金の支払い) の実効性の強化

- ◆一定額以下の低価格入札の評価を低くすることにより過度な低価格入札を抑制し、調査に伴う事業者負担および工期のロスの発生頻度を低減
- ◆適正な価格による入札を促すことで、ダンピングの防止及び工事の履行品質の確保・向上に繋げる

- ◆より実勢に即した工事価格による更なる適正な競争入札を実現することで、過度な低価格入札を抑制し、調査に伴う事業者負担および工期のロスの発生頻度を低減

- ◆発注時期の分散及び準備期間や現場条件等を考慮した工期設定により、応札率の低下を改善

《社会的な波及効果》

【適正な労働環境の確保】

- ◆労働報酬下限額の遵守による適正な賃金の支払い
- ◆社会保険の確実な加入等による労働福祉の確保
- ◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働きやすい職場づくり
- ◆適正な労働環境のもと、公共事業の質の確保・向上を図る

【社会的責務へ向けた取組み】

- ◆障害者の雇用の促進等に関する法律、男女共同参画社会基本法等各種法令の趣旨に沿った取組みの推進

【建設業の健全な発展】

- ◆過度な低価格入札に起因する下請負者へのしわ寄せ、労働条件の悪化等品質確保への悪影響を抑止し、建設業への若年入職者の減少を改善
- ◆事業者の環境整備により、公共事業の質を確保・向上を図る

【区の財政の更なる適正化】

- ◆より適正な予算の編成及び効率的な執行

【経営・労働環境の向上】

- ◆年間を通じた安定的な工事の発注により事業者の経営環境を安定化、地域での雇用の創出、地域経済の活性化を図る
- ◆同時期への工事集中の回避や適正な工期設定により労働者の長時間労働の是正、休日の確保等の処遇改善

世田谷区施工能力審査型総合評価方式

(仮称) 世田谷区建設工事総合評価方式

【評価値の算出】 ※評価値の最も高い者が落札者となる。

現行 評価値 = (A) 施工能力評価点 + (B) 地域貢献評価点 + (C) 価格点

改定後 評価値 = (1) 施工能力評価点 + (2) 地域貢献評価点 + (4) 公契約評価点 + (5) 価格点

【価格点以外の評価】

現行

| 評価項目 | 配点(満点) | 評価の方法 |
|-----------|--------|---|
| A 施工能力評価点 | 13 | 当該発注業種と同種の工事で過去5年度内に完了したものを対象に、直近3件の工事成績評定通知書の総評定点を平均した値に応じて0~13点 |
| | 2 | 公告時点属する年度前5か年度内に工事成績トップ10に認定された案件がある場合は2点 |
| | 2 | 建設業の種類について1級技術者である場合は2点、2級技術者である場合は1点 |
| B 地域貢献評価点 | 4 | 公告時点において、区と災害時協力協定を締結している場合は2点、区と災害時協力協定に準ずる協定を締結している場合は2点 |
| | 2 | 公告時点において、区内に本店を有し入札参加資格登録を受けている場合は2点 |

改定後

現行の評価項目に加えて世田谷区公契約条例第5条（事業者の責務）の趣旨を踏まえ、以下の視点の評価項目（内容は例示）を加える。また、これに伴い現行の評価項目の配点等も必要に応じて見直す。

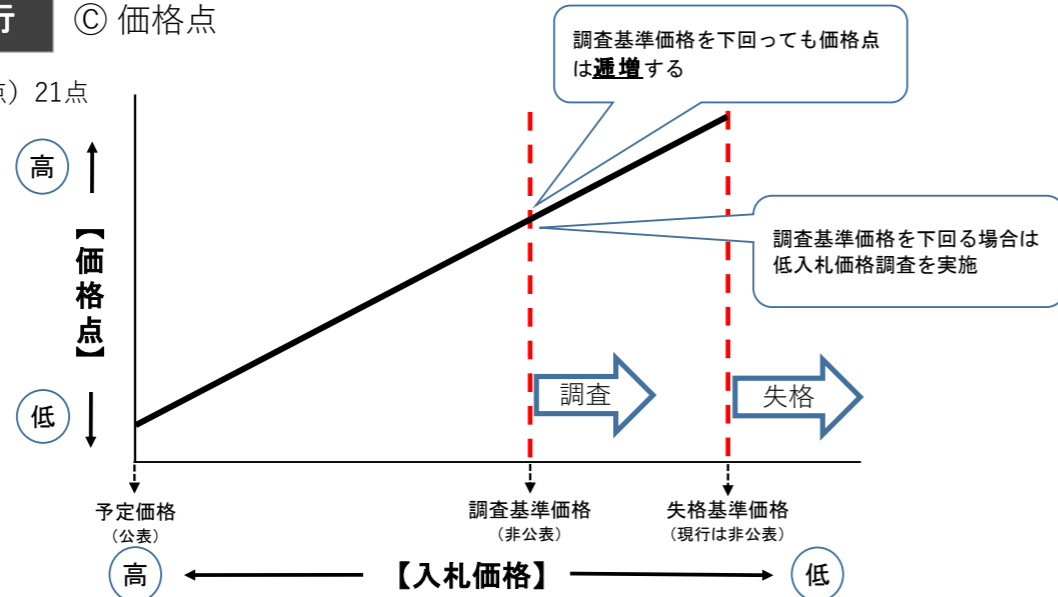
| 評価項目 | 評価の方法 |
|-----------|---|
| ① 施工能力評価点 | 工事成績 優良工事実績 配置予定技術者の資格 |
| ② 地域貢献評価点 | 災害時協力協定 区内本店 |
| ④ 公契約評価点 | 労働者への適正な賃金の支払い 労働報酬下限額の遵守（下請負者含む） 労働者の適正な労働条件の確保 ・退職金制度等の整備状況（建設業退職金共済制度の加入の有無、企業年金制度導入の有無など） ・労働安全衛生制度の充実度（建設業労働災害防止協会への加入の有無 など） ・建設キャリアアップシステムへの登録 障害者雇用 障害者の雇用状況 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス 次世代育成支援対策推進法等に基づく認定の有無など 子ども・若者育成 若年者の雇用・育成状況 |
| ③ 地域貢献評価点 | 区内事業者の下請受注機会の拡大 区内事業者による下請受注の割合 |

※配点は今後検討

【価格点の評価イメージ】 ※価格点は入札価格から一定の算定式に基づき算出する。

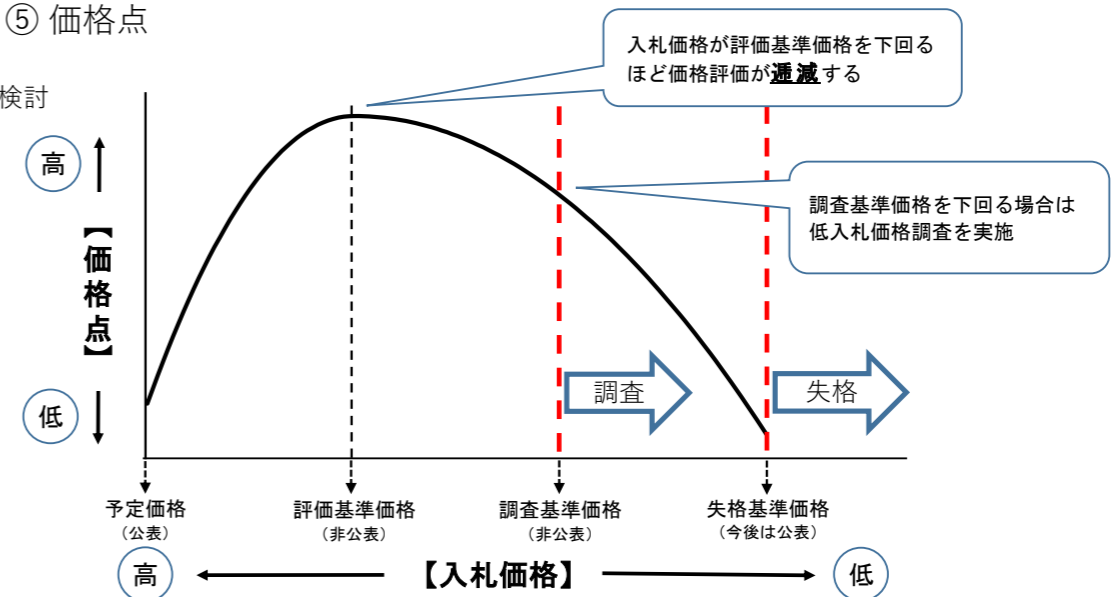
現行 C 価格点

※配点(満点) 21点



改定後 ⑤ 価格点

※配点は今後検討



《予定価格及び各基準価格についての考え方》

1 改定後も現行と取り扱いが変わらないもの

(1) 予定価格

予定価格は、契約金額の上限としてあらかじめ設定する価格であり、積算基準等によって適正に算出された設計金額に基づき決定する。予定価格は事前公表とする。

(2) 調査基準価格

契約の内容に適合した履行がされないおそれのある価格での落札を防止するため、調査基準価格を設定し、当該価格を下回る入札については低入札価格調査を実施する。調査基準価格は非公表とする。

2 改定後に取り扱いが変わるもの

(1) 失格基準価格

契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格として失格基準価格を設定し、当該価格を下回る入札は失格とする。現行は非公表だが、改定後は事前公表とする。

3 改定により新設されるもの

(1) 評価基準価格

予定価格の制限の範囲内で競争入札を行うことで、企業の工夫等により一定の見積努力が可能と考えられるが、適正な労働環境、品質を確保するため、最も適正と思われる価格として評価基準価格を設定し、評価基準価格を下回る入札では価格点が適減するものとする。評価基準価格は、予定価格を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等をもとに算定式(公表)により算出し、非公表とする。

世田谷区公契約適正化委員会 答申書

令和3年2月25日

世田谷区公契約適正化委員会

令和3年2月25日

世田谷区長

保坂 展人 様

世田谷区公契約適正化委員会

会長 中川 義英

世田谷区公契約条例第6条第2項の規定に基づきまして、令和元年6月26日付で諮問のあった事項について、以下のとおり答申いたします。

はじめに

世田谷区公契約適正化委員会（以下、「委員会」という）は、令和元年6月26日に世田谷区公契約条例第6条第2項の規定に基づき、「公契約にかかる区内の経営環境と労働条件の改善・向上を図るための施策について」及び「工事以外の公契約における職種別の労働報酬のあり方について」の2点について、区長より諮問を受けた。

この背景には、実質賃金や個人消費が伸び悩むなど区民・事業者をとりまく経済状況が依然として厳しく、経営環境面でも、人材不足や従業員の高齢化、入管難民法の改正に伴う外国人労働者の受け入れ拡大への対応、労働環境の整備等に向けた「働き方改革」の取組みなど、多くの課題が顕在化している現状がある。また、職種別の労働報酬のあり方については、委員会ではこれまでも工事以外の契約において、資格・免許などが必要な職種や人材確保が急がれる職種について、検討すべきであるという議論を行ってきたところである。

これらについて委員会では、①経営環境の改善、②適正な労働条件等の確保、③公正かつ適正な入札の実施、④公契約条例の適用対象となる業務や職種に関する整理等、様々な視点から審議を重ねてきた。

今般取りまとめたこの答申が、納税者である区民の理解を得られることを前提としたうえで、社会保険適用、労働諸法や各種関係業法等の法規を遵守しつつ、区の各事業との整合性を踏まえ、今後の予算や入札制度の改善において可能な限り反映され、公契約条例の本旨に則り、区内産業の経営環境と労働条件の改善・向上及び区民サービスの向上が図られることを望むものである。

1. 公契約にかかる区内の経営環境と労働条件の改善・向上を図るための施策について

【要旨】

- 区のエconomic産業・雇用促進施策等との整合性を踏まえながら、公契約条例推進の立場から人材確保・育成を図る必要がある。
- 公契約条例は契約事業者のみならず下請負者の労働者（一人親方等を含む）にも適用されるので、条例の意義を広く周知し、遵守を徹底する工夫が求められる。
- 公契約、特に工事請負契約については、適正な予定価格や工期設定等に努め、競争入札の公正性及び適正性を高め、委託契約においても、業務の仕様や見積もりの標準化を図り、適正な予定価格を設定するなど、ダンピング防止のための入札制度改革の取組みをさらに進め、事業者や下請負者の経営及び労働者の労働環境の向上を目指す。

詳細は以下に示すとおりである。

(1) 経営環境の改善について

①技術者及び若手人材の確保、育成支援

- 区が目指すEconomic産業・雇用促進施策の方向や、建設や福祉等に係る人材の育成・確保の方策との整合性を踏まえ、区内産業の経営環境改善とあわせて人材の育成・確保支援についてさらに検討する必要がある。
- 次代の事業を担う若年者の人材確保等には、適正で持続性のある労働環境の確保が基礎となる。そのためには、ワークライフバランスを実現して労働者の処遇改善を行っていくことが必要となる。
- これらを踏まえ、公契約、特に工事請負契約においては、現場を4週で8日閉所できる適正な工期設定、予定価格の積算や、ウィークリースタンスの取組み、建設キャリアアップ制度の周知、関係書類の簡素化による事務作業の軽減などを進めるべきである。

(2) 適正な労働条件等の確保について

①公契約条例の対象となる労働者への条例の周知及び遵守の確認体制の構築

- 労働報酬下限額は、直接契約する事業者のみならず、その下請負者の労働者も対象となるが、区が行った事業者アンケート等から、下請負者の賃金については把握していない事業者及び下請負者が多い現状があると考えられる。公契約条例の適用対象となる労働者の範囲は明確であるが、事業者等による認識が十分でない現状に鑑み、周知を強化し、労働報酬下限額

の遵守を徹底させなければならない。そのために、公契約条例とその取組みをまとめた手引や、労働報酬下限額の対象案件の労働者にその旨を周知するカードの配布及びこれらを労働者に確実に周知したことを確認する確認書の作成といった新たな取組みを実施する必要がある。

- 下請負者に対しては施工体制台帳に基づいて、簡易チェックシート（労働条件確認帳票）の提出を求めるなど、区が労働環境の確認を行い、併せて、当該下請負者へ事業者から公契約条例の適用対象であることを周知する方法もある。これらの実施には、事業者や下請負者に過度な負担がかからないように配慮して取組むべきである。

②現下の労働報酬下限額設定のあり方

- 労働報酬下限額について、令和2年度に決まった東京都の最低賃金時間額が前年度と同額であること、世田谷区の税収の減収が見込まれること、また、新型コロナウイルス感染症への対応で臨時の支出が避けられないこと等から、現状では増額が厳しい状況であることは認識している。しかし、近時の政府主導のGo To関連の事業等は景気回復に主眼を置いた政策的意味合いが高いことと比べ、労働報酬下限額は、憲法25条の生存権に関わる基本条件である。このような現状においてこそ、労働者の生活に直結する労働報酬下限額設定の意味は重要性を増すものと考え。予算編成は地方自治法上、区長と議会の判断によるが、労働者の生活に関わるという人権的視点に十分留意しなければならない。
- 工事請負契約の労働報酬下限額については、東京都の「公共工事設計労務単価」の85%相当とするのは当面妥当であり、また見習い・手元等の未熟練労働者、年金等受給による賃金調整労働者は、東京都の「公共工事設計労務単価」における軽作業員の70%相当も妥当だと考える。ただし、大都市での生活費や公契約事業実施のために確保が必要となる労働者数等の上昇が継続していく可能性を思料すると、これらによる「公共工事設計労務単価」の水準の変動についても、考慮する必要があるかもしれない。
- 委託等契約の労働報酬下限額については、区職員の高卒初任給の一時金を除いた金額を時間換算して算出することが、現時点での到達点として妥当であると考え。ただし、区はこれにより算出される金額を下限額とすることによっても、同一労働同一賃金原則に沿った水準には到達していない。そこで、社会経済情勢等に応じた引き上げを行っていくべき事情が生じる余地があることを考慮するものである。

③働き方改革の推進に向けた担い手3法の具体化の検討

- 下請負者や一人親方を含めた労働者にかかる適正な賃金水準の確保、法定福利費の支払いの遵守、安全衛生その他の労働環境の適正な整備がなされるよう工夫をしていく必要がある。そのためにも、まずは社会保険の加入状況や労働時間及び賃金という基本的労働条件を正確に把握し、この労働実態を踏まえた改善を検討する必要がある。
- 工事請負契約における労働者は他産業と比較して長時間労働が常態化していても、正確な労働時間の把握も不十分な現場実態が多くみられており、週休二日の確保も難しい状況にある。働き方改革関連法による改正労働基準法に基づく、建設業における時間外労働の罰則付き上限規制の適用開始を目前に控えていることから、早急な改善が求められる。そのためにも、工事現場を4週で8日閉所可能とするほか、着工前の準備期間、現場条件や天候等の具体的条件を考慮した適正な工期設定や積算、さらには下請負者の労働者の労働環境改善のために作業の適正で柔軟な進行管理を事業者および下請負者の間で事前に十分協議して実行するなどして、手待ち、手戻りなどの縮減が必要である。

(3) 公正かつ適正な入札の実施について

- ①社会経済状況の変容等に適合し、区内の建設業育成に効果的な入札・契約制度の改善
 - 工事案件における入札不調や不落、1者入札が起こらない体制が望ましい。不調・不落は、労働力不足もさることながら、適正な工期、適正価格および発注の時期別繁閑が主因だといわれる。基本的には、債務負担行為の対応拡大等による、会計年度運用の弾力化などが必要となっている。
 - 自然災害などの予期しえぬ事象のほか、工事車両の搬入や騒音対策などといった工事現場周辺の立地条件、周辺住民との事前調整等も踏まえ、適正な施工量、適切な施工時間帯の設定等を考慮した工期の算定、予定価格の設定、並びに見積もり期間の十分な確保が必要である。
 - 円滑な競争入札の実施に向けて、事業者が受注しやすい体制の整備のため、一時期の集中的な発注を避け、年間を通しての発注時期の平準化を促進する必要がある。
 - 新型コロナウイルス感染症が生む不況が深まると、公契約市場に事業者の参入が進むことが予想される。過当競争が強まると、ダンピング防止対策が必要となるため、総合評価方式、最低制限価格制度、低入札価格調査制度といった入札制度については社会経済情勢に合わせてより効果的な運用を検討していかなければならない。

②業務委託における入札・契約実施過程の透明化

- 業務委託における入札・契約時の予定価格積算及び見積内訳の比較、点検等を実施できるように、予定価格の積算から入札・契約に至る契約実施過程の透明化を以下のように図る必要がある。
- まず、福祉・医療、保育・教育、建築保全、IT・システム等といった委託業務分野ごとにその中心を担う業務、職種等を抽出する。
- 次に、抽出した業務、職種等を基に、積算、業務実施の基本事項の基準ないしは業務遂行要件、人材に必要な資格・技能等に関する標準仕様を設定する。
- そのうえで、予定価格の積算に必要である標準仕様に基づく費用内訳を作成する。これにより予定価格と入札価格、落札価格の比較、点検とともに、最低制限価格制度、低入札価格調査制度の運用の拡大を図ることが可能となる。
- また、整理した業務内容によっては、価格以外の要素も評価する総合評価方式の効果的な運用も検討すべきである。
- この業務、職種に応じた公正かつ適正な費用の内訳を作成するうえで欠かせない要素が、基幹職種に関する労働報酬下限額の設定である。

③総合評価方式のあり方（拡充）

- 地域貢献評価について、世田谷区に働きながら住み続けることができるだけの賃金が支払われるような労働条件・労働環境を整備するとともに、区内事業者を積極的に育成し、地域経済を活性化する観点から、現行の営業所の本店所在地や災害時協力協定の締結等の指標に加え、公契約に係る業務に従事する労働者として区民の雇用を増やすなどの指標の改善、産業振興政策に資する制度運用などを検討していく必要がある。
- 施工能力評価については、現在の工事成績評価や配置予定技術者の資格といった視点のほか、労働報酬下限額をはじめとする公契約条例の遵守状況等、労働者の適正な労働条件の確保などについてさらなる拡大を検討すべきである。

2. 工事以外の公契約における職種別の労働報酬のあり方について

【要旨】

- 委託業務の分野ごとの特性を踏まえた標準仕様の検討に向け、十分な実態把握が必要である。
- 適正な業務遂行に必要な費用や人材を見極め、その確保に向けた職種別労働報酬下限額設定の具体化を図る必要がある。
- 労働条件・労働環境の差異を踏まえ、職場に応じた適正かつ人材確保に有効な賃金体系等の維持・確保を行うことが必要である。

詳細は以下に示すとおりである。

(1) 公契約の対象となる業務と職種（業種）別の整理

- 委託業務の仕様においては、配置人員、特に必要な指定職種の確保や、業務内容の委細を規定し、必要な資格や技能従事者の確保要件などを指定していない案件もあることから、業務内容や必要資格・技能職種の定義を明確にすることが重要である。
- 委託業務における実行形態は多様であって当然であるが、資格要件職種であっても、有資格者は資格を要する業務のみではなく、資格を要しない業務が混合した業務を遂行する 경우가少なくない。このことから業務分野ごとに委託案件を区分・整理し、分野ごとの業務特性とそれに対応した業務遂行の標準仕様の検討を行う必要がある。

(2) 職種（業種）別の労働報酬下限額設定の考え方

- 当該労働がサービスの安全に強く影響する業務や職種、区が政策的に契約の相手方事業者において確保したい業務や職種、専門性において他と区別すべき有資格者等、一定の人数規模が必要であるために下限額の引上げにより一定の業務品質向上効果が期待できる職種などについては、職種（業種）別の労働報酬下限額の設定が有効に働くと考えられる。
- 福祉・医療、保育・教育、建築保全、IT・システム等といった業務分野ごとに予定価格や入札価格の積算において、業務内容に応じた公正かつ適正な業務を遂行できる費用内訳を作成する。それらを活用することで、入札段階で業務・サービスの品質に着目した相違を判定できる仕組みを構築する。併せて、この適正で質の高いサービスを担うために必要な職種、資格、技能を有する労働者の確保に向けて業務分野別・職種別に労働報酬下限額を設定することが有効と考えられる。そのために、各業務の実態を十分に把握し、業務内容の特性に応じた分野を設定する必要がある。

(3) 人材確保の観点からの労働報酬下限額設定のあり方

- 区の経済産業・雇用促進施策を有効に推進し、各業務分野に必要な人材の育成・確保策等の取組みと連携して、公契約にかかる労働者の賃金等の実態や民間事業に及ぼす影響等を調査・把握し、さらに改善等の検討を深める必要がある。
- 委託業務内容の質的向上に向けて、適正で質の高いサービスを担う人材を確保するために、区職員の高卒初任給や会計年度任用職員の報酬との比較のほか、都内での民間求人の実勢等を踏まえた労働報酬下限額設定の検討が必要である。

(4) 経営環境と労働条件の両方の視点での職種別賃金体系の将来像

- 公契約業務遂行において発注者が、受託事業者に適正な利潤を確保できるような条件を提示し、公正かつ適正な競争条件を実現するように努める。
- 労働条件・労働環境の差異が生じる場合には、業務の適切な遂行、要資格職種の適正な確保を踏まえ職場に応じた適正な賃金水準・体系を維持・確保する必要がある。
- 職種ごとに必要とする人材の役割や能力を事前に明示し、これに相応する適正な賃金水準を確保し、社会経済状況等を踏まえた額を設定することにより、労働者の納得性を高め、事業者と労働者間での就労のミスマッチの防止や、採用後の円滑な就業を持続し、同時に経営基盤の安定に資するように努める。

おわりに

世田谷区の公契約においては、公契約に従事する労働者にとって同一労働・同一賃金原則に沿う水準に向けた労働報酬下限額の設定、公契約条例の基幹となる理念の周知、従事する労働者の労働条件等の実態を把握する労働条件確認帳票の提出、一部事業者を対象とした訪問調査など、必要な取組みが一定程度進められてきている。これらについては評価をしつつ、さらなる区内の経営環境と労働条件の改善・向上を図るためには、公契約条例の実効性の担保や入札・契約制度の改善等に引き続き取り組むことが必要である。

委員会では、公契約を通じ、事業・経営内容の向上、労働者の生活向上を図り、加えて公共事業の質の確保や、健全な経営環境に基づいた区内産業の振興、地域経済の活性化及び区民福祉の増進につなげることを目的に議論を積み重ねてきた。本答申は各委員の立場から様々な視点で意見を交わすことにより、複数の項目について具体の提言に結実していると考ええる。だが、これまで述べてきたとおり、いくつかの項目については、さらに解決に向けて取り組むべき課題がより明確になってきたところである。

委員会として、今後は本答申にて示した考え方を踏まえた上で、今般の新型コロナウイルス感染症が社会経済に与えている影響及びそれに伴いあらためて認識された公共事業の役割を十分に加味し、これらの課題に対する具体的かつ実効性のある提言に向けてさらに議論を深め、検討を進めていく必要があると考える。

○世田谷区公契約条例

平成26年9月30日条例第27号

世田谷区公契約条例

世田谷区（以下「区」という。）は、区の調達に係る売買、賃借、請負その他の契約（指定管理者の業務に係る協定を含む。以下「公契約」という。）について、その時々¹の社会経済情勢を踏まえ、競争性、経済性、公平性、公正性、透明性、履行の質の確保などを目的として、必要な制度改革を行ってきた。

一方、公共調達における事業者間の競争は激しくなり、一部においては、採算を度外視した受注をせざるを得ない状況が見受けられ、事業者が置かれた厳しい経営環境の実態が浮彫りとなり、不安定な雇用によって低賃金労働者が出現するなど、労働者の労働条件が悪化している。

また、低賃金の常態化とともに、高齢化や若年層入職者の激減に伴う技能労働者の不足が顕在化しており、中長期的な視点に立てば、放置することができない課題となっており、技能労働者の処遇の改善と事業者の健全な経営環境の確保については、公共事業の品質確保のためにも直ちに取り組まなければならない状況にある。

区は、事業者の経営環境が改善され、適正な賃金の支払いなど労働者の労働条件が守られ、また、公共事業の品質が確保され、もって区民の福祉が増進されることを目指し、ここに世田谷区公契約条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、公契約における基本方針を明らかにし、区長及び事業者等の責務並びに世田谷区公契約適正化委員会の設置について必要な事項を定めることにより、公契約において適正な入札等を実施し、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保し、及び事業者の経営環境の改善を図り、もって公契約に係る業務の質の確保、区内産業の振興及び地域経済の活性化並びに区民の生活の安全安心及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 区と公契約を締結して業務を受注した者又は受注しようとする者をいう。
- (2) 下請負者 公契約に係る業務を受注した者から当該業務の一部を受注した者又は受注しようとする者をいう。
- (3) 労働者 次に掲げる者をいう。

ア 事業者又は下請負者に使用される者で、賃金を支払われる者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であつて、区の業務に従事するもの

ウ 一人親方（自らが提供する労務の対価を得るため、事業者又は下請負者との請負契約により公契約に係る業務に従事する者をいう。）

(4) 賃金 労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

(基本方針)

第3条 区長は、次に掲げる基本方針に基づいて、公契約を締結し、及び履行するよう努めなければならない。

(1) 公契約の締結過程の全般において事業者間の公平かつ公正な競争が促進され、談合その他の不正行為が排除されるとともに、過当競争及びその波及が予防されるべきこと。

(2) 公契約の締結過程及び履行過程の全般において経済性及び透明性が確保されるべきこと。

(3) 物品調達、請負、役務の提供等の質及び適正な価格が確保されるために、正確な積算等着実な事業計画に基づき、公契約が締結されること。

(4) 公契約の履行過程において法令が遵守され、並びに公正な労働基準が確保され、及び向上されることにより、適正な労働条件が確保されるべきこと。

(5) 地域経済の活性化が促進されるために区内に事務所等を有する事業者等が受注することができる機会及び区内に住所を有する労働者が雇用される機会が確保されるとともに、区民の良好な生活環境の維持発展並びに防災及び減災対策が促進されるために公契約に係る業務が円滑に履行されるべきこと。

(区長の責務)

第4条 区長は、前条各号に掲げる基本方針を具体化するため、公契約の履行過程の全般における施策の総合的な推進に努めなければならない。

2 区長は、公契約の履行過程において、適正な労働条件が確保されるために必要となる施策を講じるよう努めなければならない。

3 区長は、前項の施策にあつては、次に掲げる事項等を実施し、適正な労働条件が確保され、又は労働条件が改善されるよう努めなければならない。

(1) 第7条の労働報酬専門部会の意見を聴いて、予定価格が規則で定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額（以下「労働報酬下限額」という。）を定め、これを事業者に示し、事業者が労働報酬下限額を遵守することにより、労

働者に適正な賃金が支払われるようにすること。

(2) 予定価格が規則で定める額を超える公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するための帳票を作成し、及び事業者配布し、並びに当該帳票の活用及び提出を求めるとともに、当該帳票を閲覧に供すること。

(3) 前号の規定により事業者が提出した帳票に基づき、必要に応じ、労働条件の改善に資する措置をとること。

4 区長は、地域の安全性を向上させ、区民の良好な生活環境を維持し、及び地域経済を活性化させるため、不断に入札制度改革を進め、区内に事務所等を有する事業者の育成及び経営環境の改善に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者及び下請負者（以下この条において「事業者等」という。）は、社会的な責任を自覚して公契約を履行するよう努めなければならない。

2 事業者等は、前条第3項の規定により区長が実施する事項等に従い、公共事業の質を確保するとともに、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、及びその向上を図るよう努めなければならない。

3 事業者等は、公契約に係る業務を第三者に発注するときは、法令等を遵守し、誠実に業務が実施されるよう適正な条件を付すよう努めなければならない。

4 事業者等は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により課される義務を履行するほか、同法第5条に規定する事業主の責務及び男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第10条に規定する国民の責務を積極的に果たすように努め、労働契約法（平成19年法律第128号）第3条第3項の規定に鑑み、労働者が仕事と生活の調和を図ることができるようその配慮に努め、並びに子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の趣旨に鑑み、若者の雇用に積極的に取り組むように努めなければならない。

5 事業者は、地域経済の活性化を促進するため、下請負者及び労働者の選定にあたっては、区内に事務所を有する下請負者が受注することができる機会及び区内に住所を有する労働者が雇用される機会を講ずるよう努めなければならない。

6 事業者等は、区長が前条第3項第2号の規定により帳票の提出を求めたときは、これに応じるよう努めなければならない。

7 事業者等は、区長が前条第3項第3号の規定により措置をとるときは、これに応じるよう努めなければならない。

(世田谷区公契約適正化委員会)

第6条 公契約の履行過程の全般における適正を確保するため、区長の附属機関として世田谷区公契約適正化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) この条例の解釈及び運用に関すること。
- (2) 公契約の適正な履行を確保するために必要となる施策に関すること。
- (3) 区の入札その他の公契約の手続に関する基本的事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区の入札その他の公契約の手続における透明性及び公正性を確保するために区長が必要と認めること。

3 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者及び労働者団体の代表者
- (3) 区内に住所、勤務先又は通学先を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(労働報酬専門部会)

第7条 区長は、委員会に、労働報酬下限額を審議させるため、労働報酬専門部会（以下この条において「部会」という。）を置く。

2 部会は、前条第3項の委員のうち、学識経験者並びに事業者及び労働団体の代表者から区長が指名した者をもって組織する。

3 区長は、部会の意見を直接聴くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。